

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

August
8 月号

第10号

INDEX

- ◆消費者の強い味方『クーリング・オフ』
- ◆クーリング・オフできる期間・取引、はがき記載例
- ◆クーリング・オフ チェックポイント
- ◆困ったときの相談窓口

消費者の強い味方『クーリング・オフ』

こんなことがありました（新聞報道より）

- 先日、登米市内の民生委員さんが、近くに住む一人暮らしの女性から、「訪問販売で消化器を22,800円で購入したが、解約したい。」と相談を受けました。
- その民生委員さんは、『クーリング・オフ』の手続きを取ろうとしました。
- クーリング・オフの期限は相談を受けた当日だったため、その日のうちに業者にクーリング・オフ通知を送ろうとしましたが、時間が遅かったので地元の郵便局は閉まっていた。
- そこで、登米警察署に相談したところ、石巻郵便局が午後8時まで郵便を受け付けていることがわかり、石巻郵便局でクーリング・オフの通知を発送し、無事、解約・返金をしてもらうことができました。
- この民生委員さんは、登米警察署から、「消費者の保護活動に尽力した」として、感謝状を贈られました。

クーリング・オフとは？

『訪問販売』、『解約』、『期限』などのいくつかのキーワードが出てきましたが、そもそも、

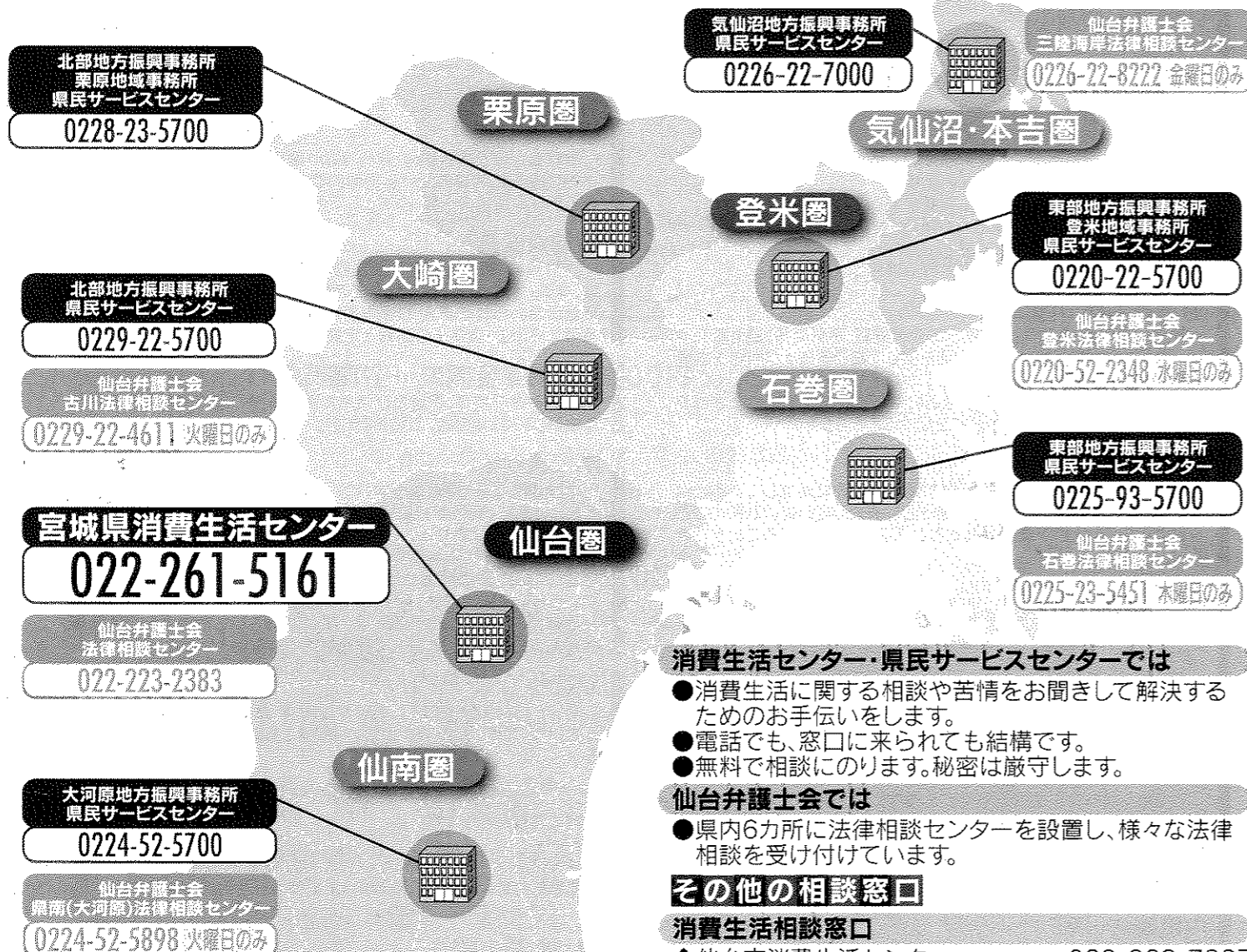
『クーリング・オフ』ってどういう制度かご存じですか？

クーリング・オフ制度についてのご説明はこちら

困ったとき、わからないときは…

消費生活センター 県民サービスセンター

相談 しましょう!



消費生活センター・県民サービスセンターでは

- 消費生活に関する相談や苦情をお聞きして解決するためのお手伝いをします。
- 電話でも、窓口に来られても結構です。
- 無料で相談にのります。秘密は厳守します。

仙台弁護士会では

- 県内6カ所に法律相談センターを設置し、様々な法律相談を受け付けています。

その他の相談窓口

消費生活相談窓口

- ◆仙台市消費生活センター 022-268-7867
- ◆東北経済産業局 消費者相談室 022-261-3011

多重債務に関する相談窓口

- ◆東北財務局金融監督第三課 022-266-5703
- ◆日本クレジットカウンセリング協会 022-217-4014

国内・国際電話、携帯電話、インターネットなどの電気通信サービス相談窓口

- ◆東北総合通信局 情報通信部 電気通信事業課 022-221-0632

- ◆その他、県内の市役所・町村役場でも、消費生活相談窓口を設置しています。

相談受付時間

- ◆宮城県消費生活センター 平日 9:00~17:00
土・日 9:00~16:00
※祝日・年末年始はお休みです。

- ◆各地方振興事務所 県民サービスセンター 月~金曜日 9:00~16:00
※土・日・祝日・年末年始はお休みです。

クーリング・オフ制度とは？

- 『クーリング・オフ制度』とは、消費者が商品やサービスの契約をしたものの、「契約をやめたい」と思ったとき、一定期間内（下記）であれば無条件で契約を解除できる制度です。
- すでに支払ったお金があれば、全額返金されます。商品を返すときの費用などは、事業者が負担します。
- 事業者から「クーリング・オフできません」と言われたり、脅されるなどしてクーリング・オフを妨害されたときは、期間が過ぎていてもクーリング・オフできます。

クーリング・オフできる期間・取引（特定商取引法）

| 取引内容（販売形態） | 適用対象 | 期間 |
|------------|--|------|
| 訪問販売 | 事業者の営業所以外の場所（自宅や喫茶店、街頭で誘われて案内された場合は営業所や店舗も対象。）での商品・権利・サービスの契約。 | 8日間 |
| 電話勧誘販売 | 事業者から電話で勧誘を受けた（電話をかけた場合も含む）商品・権利・サービスの契約 | 8日間 |
| 連鎖販売取引 | マルチ商法（他の人を加入させれば利益が得られると言って商品やサービスを契約させる商法。）等による契約（店舗契約も含む）。 | 20日間 |
| 業務提供誘因販売取引 | 内職商法（在宅ワークで収入を得るために必要と言って商品やサービス、登録料などの名目で金銭を支払わせる商法）による契約（店舗契約も含む）。 | 20日間 |
| 特定継続的役務提供 | エステティック・外国語会話教室・学習塾・家庭教師・パソコン教室・結婚相手紹介サービスを継続的に行う契約（店舗契約も含む）。 | 8日間 |

ウラ面
 クーリング・オフする日付
 商品が届いている場合
 支払ったお金がある場合
 契約の総額

契約解除通知

私は、貴社と次の契約をしましたが、解除します。

契約年月日 ○○○年○○月○○日

販売会社名・担当者名 ○○○○○○

商品名 ○○○○

契約金額 ○○○○円

すでに支払った代金○○○円を返すことになりました。

商品は早く取り戻してください。

年 月 日

氏 住 所 日

クーリング・オフ通知 はがき記載例

郵便はがき

切手

○○○市○○○○○○○

○○○販売会社 御中

- 通知するときは…
- ①必ず書面で通知
 - ②両面コピーして保管
 - ③郵便局で、「特定記録郵便」、「簡易書留」、「内容証明郵便」のいずれかの方法で発送
 - ④クレジット契約をした場合は、クレジット会社にも同様に通知

「クーリング・オフ」 チェックポイント

その契約、
『クーリング・オフ』
できますよ！



1 契約した場所は、店舗や営業所以外ですか？

YES

※「店舗以外」とは、自宅や喫茶店、1日だけの展示会場などです。
 ※2~3日以上での展示販売でも、強引に勧誘された場合などはクーリング・オフできます。
 ※キャッチセールス、アポイントメントセールス、SF商法（催眠商法）は、店舗契約も対象になります。

2 法定の契約書面が交付されてから8日（20日）以内ですか？

YES

※事業者から受け取った書面に、クーリング・オフ制度の説明や、その他法令に定める事項が書かれていなければ、8日間（20日間）が過ぎていてもクーリング・オフできます。

3 代金は3,000円以上ですか？

YES

※総額3,000円未満の現金払いの場合は、クーリング・オフできません。



4 クーリング・オフができない商品・サービスではないですか？

YES

※原則として、すべての商品やサービスがクーリング・オフの対象となりますが、二輪以外の乗用自動車の購入や、自動車リース、電気やガス、葬式などの契約については、クーリング・オフできません。



5 クーリング・オフしたいものは使っていませんか？

YES

※指定消耗品（健康食品、化粧品など8品目）は、開封したり、使用したりするとクーリング・オフできません。
 ただし、書面に「使用するとクーリング・オフできなくなる」と書いていなければ、使用後・開封後もクーリング・オフできます。
 さらに、販売員から勧められて使用・開封した場合もクーリング・オフできます。



さあ、クーリング・オフしましょう！

クーリング・オフできない人もあきらめないで！
 未成年者契約や消費者契約法によって取り消しできるケースもあります。
 すぐに消費生活センター（連絡先は裏面に記載）に相談しましょう！